## 今後の検討課題

当懇談会においては、昨年3月以降、多数の関係者からヒアリングを行い、貸金業をめぐる実態の把握に努めてきた。今後は、これまで懇談会で議論された次の項目について、懇談会で議論された以下に掲げる点を踏まえ、更に検討を行うこととしてはどうか。

- クレジットカウンセリング、消費者の金銭教育のあり方
  - ・クレジットカウンセリングの現状と課題
  - ・消費者の金銭教育の現状と課題

等

- 過剰貸付防止のための規制等のあり方
  - 多重債務者の借入実態
  - ・当局のガイドラインや貸金業界の自主規制の実効性
  - ・貸金業者による与信審査の実態
  - 貸金業者による信用情報機関の利用のあり方と個人情報保護
  - ・広告、勧誘のあり方

等

- いわゆるグレーゾーン金利問題を含む金利規制のあり方と書面交付義務
  - 資金需要者及び貸金業者にとっての法的安定性
  - ・資金需要者にとっての返済可能性
  - 信用リスクや事務コストなどを踏まえた与信コスト
  - · 日賦貸金業·電話担保金融
  - ・保証会社による保証料と金利規制
  - ・インターネットや提携 ATM の利用増加やリボルビング方式による貸付の 普及
  - ・書面交付の趣旨や43条のみなし弁済との関係 等
- 契約・取立てにかかる行為規制等のあり方
  - ・債務者や保証人に対する説明義務
  - ・強制執行認諾付公正証書を用いた取立て
  - ・実効的な参入規制のあり方

等

○その他

以上について議論するにあたっては、次のような横断的な論点について も留意

- ・資金需要者等の類型に応じた規制導入の是非
- ・監督ツール充実の必要性

等